

3. 令和2年度引受計画と実施方策

関係団体との連携

1. 静岡県農業保険普及推進協議会

農業保険の効果的な普及・推進を図るため、静岡県、JA静岡中央会、静岡県農業会議、日本政策金融公庫を構成員とする「静岡県農業保険普及推進協議会」を設立する。

協議会は3つのカテゴリーで構築し、現場担当のカテゴリー3から農業保険の普及・推進に係る課題、問題点を提起し、部課長クラスのカテゴリー2で検討、首長クラスのカテゴリー1で決定する。また、協議会では、各団体のメリット（災害や価格暴落、販売低迷による離農防止、災害対策費等の削減、売掛金のスムーズな回収等）を十分理解いただき協力をはたらきかける。

2. 日本政策金融公庫との連携協定

収入保険の資金融資、スーパーL資金利子助成における園芸施設共済への加入意向に伴う対応等、担い手を中心とした農業者に生産性の向上や安定的な経営の実現について一体的に促進するために、静岡県農業共済組合連合会と日本政策金融公庫静岡支店で連携協定を締結する。締結日は令和2年4月1日を予定している。

3. 顧客リストの充実

協議会等により得た情報により顧客リスト更新を行うとともに、共済連絡員から地元地域の生産者情報、JAや他の農業団体から生産部会の構成員、農産物出荷者及び農業資材購入者に係る情報、県・市町から補助事業対象者や新規就農者等の情報、役職員による生産部会等への出席、圃場巡回等により生産者の情報を収集し、顧客リストの更新を行う。また、顧客リストには、個人・法人の別、主な農産部の作目、青色申告の有無及び農業保険以外の類似制度の加入状況を記載し、未加入者については前段に加え、経営リスクの対処方法、他保険の加入状況、未加入理由等について出来る限り整理し、顧客リストの充実を図るよう組合を指導する。

4. 加入推進の展開

① 説明会の開催

新型コロナウイルス感染症が終息した場合には、特定の地域又は栽培作物毎にターゲットを絞り込んだ説明会を開催し、掛金や共済金等補償内容の説明に加え、収入保険と農業共済との補償内容の違いについて正確に説明し、地域ぐるみの加入を推進する。また、アンケートを実施することでニーズを把握し、次に繋げるよう組合を指導する。

② 戸別推進

戸別訪問の際には、電話等で訪問の確認をとった上で行う。承諾を得、訪問する際には、気候変動に伴う大型台風、高温障害、干害、湿害、病虫害、鳥獣害が多発している状況を説明し、経営リスクに対する意識を聞き取り、税務申告の状況によっては、個々の農業経営に則した農業保険、共済制度では加入方式の提案を行うよう組合を指導する。

農作物共済

	引受計画面積
水 稲	1, 0 7 4, 7 0 3 a
麦	6 7, 3 2 4 a

(1) 平成30年産の引受戸数を目標に推進

- ・水稲は推進時期を前期、後期に分け、前期は平成31年産加入拒否者（廃業等を除く）の継続落ち推進を行い、後期は令和2年産加入申込書未提出者、加入拒否者への推進を行う。
- ・前期における継続落ち推進は、50a以上を戸別推進で行う。組合員から水稲共済を継続してもらえなかった理由や経営形態等を確認し、内容によっては収入保険に推進を切り替える。
- ・後期の未提出者、加入拒否者に対しては、推進用チラシにより無保険のリスク等について説明し、引き続き水稲共済もしくは収入保険に加入いただくよう推進を行う。
- ・加入申込書の提出期限を遵守するよう組合と連携を図り組合員に対し周知に努める。また、申込みの承諾・不承諾通知並びに引受の確定を適正な時期に行うよう組合を指導する。
- ・水稲に関して、30年度の予行演習の反省点を整理し、共済掛金の期日内徴収の徹底を図る。
- ・麦に関して、経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金による共済金の算定方法及び選択できる引受方式等の内容について、組合員に十分な説明を行う。
- ・麦に関して県の栽培指導指針に基づき圃場確認を行い、基準単収を適正に設定し、引受不適格耕地については引受から除外する。

(2) 一筆方式から他の引受方式への移行

- ・水稲における一筆方式以外の引受方式への移行については、令和2年度においては行わない。
- ・①引受戸数が多く、対面での説明が困難②資料だけでは制度説明が不十分となる③説明しても理解してもらえない、などの理由より農業者個々に引受方式・補償割合を判断してもらうことは困難であるため、組合主導で令和3年より特定の引受方式※への移行をお願いする。
- ・特定の引受方式以外を希望する農業者については、個々の対応とする。

※収入保険を優先順位第1位とし、収量把握が可能な場合は全相殺方式を第2位、第3位（半相殺方式または地域インデックス方式）については、特定組合化以降の組織体系や将来の団体運営、農業者の意見（アンケートの結果）等を考慮し、十分に検討を重ねた上で決定する。また、特定の引受方式決定後は、令和3年産加入申込時に農業者が困惑することがないように会議等で説明し、また、組合広報紙、ホームページ等での周知を図る。

- ・麦については、半数以上が一筆方式を選択しているため、引き続き収入保険もしくは災害収入共済方式への移行推進を行う。JA等に出荷実績のない組合員には、半相殺方式への移行推進を行う。

(3) 関係機関との連携強化

- ・関東農政局 静岡支局及び農地中間管理機構と連携し、集落営農等の農業共済資格団体を把握し、推進に繋げる。
- ・水稲に関して、関東農政局静岡支局と連携を図り、水田活用の直接支払交付金の対象品目の新規需要米の作付状況を把握し、適正な引受が行えるよう組合に情報提供を行う。
- ・飼料用米専用品種の適正な基準単収設定が行えるよう、県農林技術研究所等と連携を図り組合へ情報提供を行う。

家畜共済

	引受計画頭数
死亡廃用共済	60,908頭
疾病傷害共済	25,485頭

(1) 組合員に対し制度改正による補償内容の周知と顧客リストを活用した加入推進を行う

- ・新たな引受方式及び補償内容等について、分かりやすいパンフレット等を作成し、経営形態に合った農業保険や補償内容を選択できるよう組合員に対し十分な説明を行い、補償の充実を図るため、死亡廃用・疾病傷害共済のセット加入を推進するよう組合を指導する。
- ・個体の確認は牛トレーサビリティ制度の情報が重要となるため、組合員に対し情報更新の徹底を図るよう組合と共に周知を図る。
- ・顧客リストを関係機関の協力や役職員による調査等により更新を行い、未加入者については月別訪問計画によりの確に実施するよう組合を指導するとともに、進捗状況については毎月確認を行い、場合によっては計画の見直しを指示する。なお、豚については、豚熱のワクチン接種が行われているが、飼養者との接触に関しては十分注意を払い計画的な推進を図るよう組合を指導する。

(2) 月齢ごとの引受評価額基準に基づき適正な引受を行う。

- ・月齢ごとの評価額について、農家に十分な説明と適正な引受を行うよう組合を指導する。また、導入予定に漏れが無いよう十分な説明を行うよう指導する。
- ・納入期日を厳守するため、納入期限の前日までに連合会の事業担当者が納入状況を経理担当者と確認し、納入されていない場合には、組合の経理担当者へ納入確認の連絡を行う。

(3) 個人別危険段階基準共済掛金率の適正な運用を行う。

- ・家畜共済については被害率の幅が広いとため、低被害率農家に対しては、優位性を十分説明し、高被害率農家に対しては、獣医師等の協力により事故低減に努める。

(4) 組合員の信頼に応え、充実した補償を提供できるよう家畜獣医療体制の整備強化を図る。

- ・環境変化に対応し、将来を見据えた技術交流も含めた関係機関との戦略的連携強化を目指す。

果 樹 共 済

		引受計画面積
収穫共済	うんしゅうみかん	42,878a
	なつみかん	324a
	指定柑橘(はるみ)	367a
	計	43,569a
樹体共済	うんしゅうみかん	2,579a

(1) 収入保険の推進を優先的に行う

- ・青色申告者に対して、あらゆるリスクに備えるためにも積極的に収入保険への移行を促す。移行拒否者、白色申告者には個々の経営形態に合った引受方式、補償割合及び単位当たり共済金額を選択できるよう分かりやすいチラシ等を作成し加入推進を行うよう組合を指導する。
- ・強い農業づくり交付金を受けたJAなんすん、JAしみず、JAとびあ浜松及びJA三ヶ日の継続加入と未加入者への引受拡大に向けて、加入推進会議等に参画し、組合の加入推進を支援する。
- ・組合員に対し、加入申込書の提出期限が半月早まったこと、掛金の納入期限が1月早まったことについて、加入推進時に周知を図るよう組合を指導する。
- ・納入期日を厳守するため、納入期限の前日までに連合会の事業担当者が納入状況を経理担当者と確認し、納入されていない場合には、組合の経理担当者へ納入確認の連絡を行う。

(2) 園地情報の適正把握と適正引受を行うよう組合を指導する。

- ・全国農地ナビ等の地図情報システムとの園地情報の共有化を推進するため、農地中間管理機構及び農業会議と連携を図り必要な情報を組合に提供する。また、組合に対し管内市町の農業委員会、再生協議会と連携し、園地の地名地番、面積及び園地番号等の各園地情報の整合性を高めるよう指導し、正確な園地台帳の整備を図る。
- ・JA、出荷組合等より収穫量等の情報を得て、基準収穫量の適正な設定を行う。また組合が行う花芽調査や着果調査に同行し、基準収穫量を適正に設定するよう指導する。
- ・JA、出荷組合等より生産金額及び出荷手数料を調査し、基準生産金額の適正な設定が行えるよう組合を指導する。

畑作物共済

	引受計画面積
茶	20,736a
大豆	14,107a

(1) 収入保険の推進を優先的に行う

- ・青色申告者に対して、あらゆるリスクに備えるためにも積極的に収入保険への移行を促す。移行拒否者、白色申告者には個々の経営形態に合った引受方式、補償割合及び単位当たり共済金額を選択できるよう分かりやすいチラシ等を作成し加入推進を行うよう組合を指導する。
- ・納入期日を厳守するため、納入期限の前日までに事業担当者が納入状況を経理担当者として確認し、納入されていない場合には、組合員へ納入確認の連絡を行う。

(2) 作付け・栽培情報の適正把握と適正引受を行うよう組合を指導する。

- ・全国農地ナビ等の地図情報システムとの筆・園地情報の共有化を推進するため、農地中間管理機構及び農業会議と連携を図り必要な情報を組合に提供する。また、組合に対し管内市町の農業委員会、再生協議会と連携し、筆・園地の地名地番、面積及び筆・園地番号等の各筆情報の内容の整合性を高めるよう指導し、正確な畑作台帳の整備を図る。
- ・大豆に関して、地域再生協議会と連絡調整を図り、営農計画書との突合により作付け状況の把握を行い適正な引受を行う。
- ・経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金による共済金の算定方法及び選択できる引受方式等の内容について、組合員に十分な説明を行うよう組合を指導する。
- ・大豆共済に関して、一筆方式廃止に向けて、戸別訪問またはアンケート調査により加入者の資格要件を把握し、スムーズに他の方式に移行できるよう、組合を指導する。
- ・6月及び7月の播種時期に播種確認を行うとともに栽培形態、耕種条件、肥培管理等、過去の栽培状況を適正に反映するよう組合を指導する。
- ・茶に関して、JA、市町の協力を得て、茶生産の主力茶農協等を把握し、茶共済推進説明会を開催するとともに、生産金額等のデータの提供を受け、組合員の掛金等を試算し提案型推進を行う。

園芸施設共済

	引受計画棟数
ガラス室	2,956棟
プラスチックハウス	10,904棟
計	13,860棟

- (1) 施設内作物について収入保険の加入推進を行う
 - ・自然災害、病虫害のみならず、価格低下や観光農園の予約キャンセル等、あらゆるリスクに対応できる収入保険を施設園芸とセットで推進する。
 - (2) 集団加入の奨励
 - ・加入者にとってはメリットしかない集団加入について更なる周知を図り、新規引受につながる集団に対し積極的に協定を締結する。
 - (3) 令和2年制度改正の周知
 - ・令和2年における制度改正について、7月より周知を図る。新組合名で制度改正の推進用チラシを作成する。未加入者はもちろん、加入者に対しても更なる補償の充実について周知し、園芸施設共済のイメージアップを図る。
 - (4) 未加入者に対しては経営内容に応じた加入推進を行う
 - ・過去の推進記録より、未加入理由を整理し内容に応じた推進方策を打ち立てる。
 - ・「掛金に不満」の未加入者に対して、小損害不填補や付保割合の選択により掛金負担が軽減されることを説明し、加入につなげる。
- (3) 関係機関との連携強化
- ・県、市町の補助事業とのクロスコンプライアンスにより、農業者は自らリスクマネジメントするという意識向上を図る。

任意共済

	引受計画棟数(台、基)	引受計画共済金額
建物共済	37,290棟	3,847億円
農機具共済	一般農機具 8,345台	161億円
	防霜ファン等 2,930基	31億円

(1) 組合員に対し補償内容の周知と顧客リストを活用した加入推進を行う

- ・補償内容及び特約等について、特に総合共済での地震補償割合の充実、実損填補補償の説明を十分に行い、引き続き農家ニーズに合った補償内容を選択できるよう分かりやすい加入推進を行うよう組合を指導する。
- ・顧客リストをもとに棟数を把握するとともに、農業法人等にあつては、その構成員の資源把握にも努め、効率的かつ適正な引受けを行うよう組合を指導する。
- ・継続落ちの理由を把握し、組合担当者との情報共有を行い、推進方法を随時検討し加入者へより良い提案を行うことにより継続落ちを防ぐことに努める。
- ・担当者による作業部会を適宜開催し、任意共済の知識の平準化と引受にあたり現場での問題点を洗出し、普及推進に努める。

(2) 適正な引受について組合を指導する。

- ・加入資格審査については、継続時に営農状況、農業への従事状況の確認を徹底するよう引き続き組合を指導する。
- ・総合共済の引受については、生活の基盤である住宅を中心に加入推進を図るよう組合を指導する。
- ・過去の被害物件を精査し、再建築価格まで加入していない物件については、加入者の補償の充実と加入者の経営安定のため再建築価格までの加入を勧める。
- ・リスクの高いと思われる既加入物件及び新規加入物件については、加入承諾時においてあらためて引受審査の徹底と写真撮影により物件の状況が確認できるよう組合を指導する。
- ・継続引受の向上のため、自動継続特約を付加した加入提案を指導する。
- ・東南海地震等の発生に備え、地震対象となる総合共済の引受台帳の作成及び更新について組合を指導する。
- ・掛金徴収に当たっては、口座振替の移行を促進するよう継続して組合を指導する。
- ・納入期日を厳守するため、納入期限の前日までに連合会の事業担当者が納入状況を経理担当者と確認し、納入されていない場合には、組合の経理担当者へ納入確認の連絡を行う。

(3) J A及び農機具販売店等と連絡協調し、農機具共済の普及に努める。

- ・J A及び農機具販売店等への訪問を行ない、農機具共済をPRし加入拡大を図る。

農業経営収入保険制度

引受計画戸数

1, 310 経営体

- (1) 収入保険の加入資格者に対し、制度内容の周知及び推進を図る。
 - ・ J A生産部会等に出席し、農業共済制度の加入対象となっていなかった品目、特に本県の特産であるわさび、しいたけや、茶共済、果樹共済等の低加入品目の栽培者に対し、引き続き制度説明及び推進を行うよう組合を指導する。
 - ・ 行政、関係団体発行の広報紙へ制度内容を掲載し、制度の周知を図る。
 - ・ 新型コロナウイルスの影響による収入減少も収入保険の対象となる事を幅広く周知し、収入保険が経営の一助となるよう普及推進に努めるよう組合を指導する。
- (2) 適正な引受に向け、随時職員研修会を開催する。
 - ・ 全国連主催の会議を受け、組合職員に迅速かつ正確な情報を伝える。
 - ・ 組合職員を対象とした収入保険勉強会を開催し、加入申込手続きの書類の書き方等の実務研修を行う。
- (3) 関係団体との連携を強化し、有資格農業者の把握及び意向等の情報収集を行う。
 - ・ 行政庁、関係機関、関係団体等と連携し、農業者ごとの品目や経営規模情報、制度に関心をもっている農業者等の情報収集を行い、組合に提供をする。
 - ・ 収入保険加入推進支援事業を活用し、関係団体等と協議会を設置、関係団体等の職員に情報提供を受け個別推進等を行うよう組合を指導する。
 - ・ 県の農業支援対策チームと連携をとり、法人をはじめとした大型農業者に対し加入意向調査を実施する。
 - ・ 市町の農業委員会と連携をとり、認定農業者に対し推進を図るよう組合を指導する。
 - ・ 連携協定を結んでいる静岡県農業経営士協会並びに静岡県青年農業士会へ研修会等を通じ収入保険制度の情報提供、保険料等の試算を行い、提案型の加入推進をするよう組合を指導する。また、日本政策金融公庫との連携協定により、新型コロナウイルスの影響による保険料や運転資金等の資金面から農業者の支援を行う。
- (4) 効率的な加入推進に向け、加入相談会を開催するよう組合を指導する。
 - ・ 組合ホームページや広報紙、J A広報紙等にて開催日時、必要書類等を通知し、組合本支所等にて収入保険相談会を行い、効率的な推進を図るよう組合を指導する。
- (5) 組合における組織的推進体制の整備をサポートする。
 - ・ 組合と行政庁、関係機関、関係団体等がスムーズに連携が取れるよう協議会を通じサポートする。
 - ・ 効率的かつ農業者に分かりやすく丁寧な説明が行えるよう、収入保険相談会へ職員を派遣し、組合職員を指導する。
 - ・ 加入申請にかかる収入保険システム入力時に、スムーズに作業が行えるよう組合職員を支援する。